

「キャビネット式植物工場の実証試験の実施に係る店舗等への設置先事業者」
に係る公募実施要領

1. 目的

本要領は、「キャビネット式植物工場の実証試験に係る店舗等への設置先事業者」を選定するにあたり、公募の実施方法等、必要な事項を定めるものである。

2. 公募の概要

(1) 公募内容

- ・ 設置場所 設置場所、建屋内配置の提示
- ・ 設置期間 H25年1月以降の期間の提示
- ・ 栽培作目 希望する作目の提示
(栽培の可能性を勘案し、別途協議させていただく場合があります)
- ・ P R 計画 設置先企業による実証試験内容等のP R 計画の提示

(2) 設置箇所 1カ所

3. 応募対象者

飲食店、スーパーマーケット、ホテルなどの集客性のある施設運営において、キャビネット式植物工場を屋内に併設し、その生産物を現地提供するビジネスに関心のある県内事業者。

4. 応募方法

(1) 提出書類 以下の書類を各5部提出すること。

- ・ 申請者登録書(別紙1)
- ・ 公募申請書(別紙2)
- ・ 上記に係る添付書類

(2) 提出期限 平成24年6月14日(木)午後5時15分(必着)まで

(3) 提出方法 郵送又は電子メールにより提出。

(4) 提出先 〒950-0915 新潟市中央区鏡西1-11-1

新潟県工業技術総合研究所 企画管理室 明歩谷、橋詰

電話:025-247-1301 FAX:025-244-9171

E-mail:info@iri.pref.niigata.jp

5. 調査・審査方法

(1) 現地調査 募集締切後に工業技術総合研究所職員が現地を調査する。

(2) 書面審査 提出された応募書類及び現地調査による調書を審査する。

(3) 事業者決定日 平成24年6月末予定

6. 審査基準

- (1) 設置場所 集客性、視認性
- (2) 設置期間 実証試験を行うに十分な期間であること。
- (3) 栽培作目 栽培実績や可能性、話題性
- (4) P R 計画 P R 方法、実施可能性

7. その他

- ・店舗等併設先での実証試験に係る設置費及び光熱水費等の維持管理費は、原則県の負担とする。
- ・キャビネット式植物工場の開発・製作コンソーシアムの公募については、別途案内する。(7月上旬)

※本公募への応募資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4(一般競争入札の参加者の資格)の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者(会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。)であること。
- (3) 会社法(平成17年法律第86号)第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法(平成16年法律第75号)第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 新潟県の県税の納税義務を有する者にあつては、県税の未納がない者であること。
- (5) 以下のいずれにも該当するものでないこと。
 - ア 暴力団(「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - イ 暴力団員(法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - ウ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者